



島根県報

平成23年5月6日（金）

第2,287号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

生活保護法の規定による医療機関の指定	（地 域 福 祉 課）	2
生活保護法の規定による指定医療機関の事業廃止の届出	（ " ）	2
生活保護法の規定による介護機関の指定	（ " ）	2
生活保護法の規定による指定介護機関の事業廃止の届出	（ " ）	4
公有水面埋立ての竣功認可	（漁港漁場整備課）	4

【公 告】

島根県の第4期全県域WANに係るネットワークサービスにの調達に係る提案競技の実施	（情 報 政 策 課）	5
建設業法の規定に基づく建設業の許可の取消し	（土 木 総 務 課）	9

告 示**島根県告示第334号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、同法による医療扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2第1号の規定により告示する。

平成23年5月6日

島根県知事 溝 口 善兵衛

医療機関の名称	所在地	指定年月日
角医院	出雲市渡橋町920番地1	平成23年4月1日
雲南市立病院	雲南市大東町飯田96番地1	平成23年4月1日
指定訪問看護ステーション うんなん	雲南市大東町飯田96番地1	平成23年4月1日
ひとみ歯科	松江市灘町13-1	平成23年4月1日
ほんまち薬局	出雲市今市町532	平成23年4月1日
くすりのファミリア殿町薬局	浜田市殿町79-38	平成23年4月1日
かけや薬局	雲南市掛合町掛合1312-1	平成23年4月1日

島根県告示第335号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

平成23年5月6日

島根県知事 溝 口 善兵衛

医療機関の名称	所在地	廃止年月日
指定訪問看護ステーション うんなん	雲南市大東町飯田96番地1	平成23年3月31日

島根県告示第336号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2第1号の規定により告示する。

平成23年5月6日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者		実施する事業	事業所		指定年月日
名称	主たる事務所の所在地		名称	所在地	
林商事株式会社	大田市長久町長久イ506-1	通所介護	リハビリデイサービス nagomi 大田店	大田市長久町長久イ506-1	平成23年3月28日
林商事株式会社	大田市長久町長久イ506-1	介護予防通所介護	リハビリデイサービス nagomi 大田店	大田市長久町長久イ506-1	平成23年3月28日
医療法人 晴善会	出雲市渡橋町920	居宅療養管理	角医院	出雲市渡橋町920	平成23年4月1日

	番地1	指導		番地1	
医療法人 晴善会	出雲市渡橋町920 番地1	訪問看護	角医院	出雲市渡橋町920 番地1	平成23年4月1日
医療法人 晴善会	出雲市渡橋町920 番地1	訪問リハビリ テーション	角医院	出雲市渡橋町920 番地1	平成23年4月1日
医療法人 晴善会	出雲市渡橋町920 番地1	介護予防居宅 療養管理指導	角医院	出雲市渡橋町920 番地1	平成23年4月1日
医療法人 晴善会	出雲市渡橋町920 番地1	介護予防訪問 看護	角医院	出雲市渡橋町920 番地1	平成23年4月1日
医療法人 晴善会	出雲市渡橋町920 番地1	介護予防訪問 リハビリテー ション	角医院	出雲市渡橋町920 番地1	平成23年4月1日
雲南市	雲南市木次町木次 1013番地1	訪問看護	指定訪問看護ステー ション うんなん	雲南市大東町飯田 96番地1	平成23年4月1日
雲南市	雲南市木次町木次 1013番地1	介護予防訪問 看護	指定訪問看護ステー ション うんなん	雲南市大東町飯田 96番地1	平成23年4月1日
雲南市	雲南市木次町木次 1013番地1	介護療養型医 療施設	雲南市立病院	雲南市大東町飯田 96番地1	平成23年4月1日
雲南市	雲南市木次町木次 1013番地1	短期入所療養 介護	雲南市立病院	雲南市大東町飯田 96番地1	平成23年4月1日
雲南市	雲南市木次町木次 1013番地1	介護予防短期 入所療養介護	雲南市立病院	雲南市大東町飯田 96番地1	平成23年4月1日
株式会社 集和	浜田市長沢町454 番地3	認知症対応型 通所介護	デイサービス 浜乃 家	浜田市長沢町452 番地1	平成23年3月22日
株式会社 集和	浜田市長沢町454 番地3	介護予防認知 症対応型通所 介護	デイサービス 浜乃 家	浜田市長沢町452 番地1	平成23年3月22日
人見 晴正	松江市灘町13-1	居宅療養管理 指導	ひとみ歯科	松江市灘町13-1	平成23年4月1日
人見 晴正	松江市灘町13-1	介護予防居宅 療養管理指導	ひとみ歯科	松江市灘町13-1	平成23年4月1日
特定非営利活動法 人しあわせサービ ス	松江市美保関町北 浦422-1	居宅介護支援	居宅介護支援事業所 しあわせサービス	松江市美保関町北 浦978	平成23年3月17日
ユニファーマ株式会 社	出雲市塩冶神前6 -1-8	訪問介護	ヘルパーステーショ ン すずらん	出雲市塩冶神前6 -1-8	平成23年2月1日
ユニファーマ株式会 社	出雲市塩冶神前6 -1-8	介護予防訪問 介護	ヘルパーステーショ ン すずらん	出雲市塩冶神前6 -1-8	平成23年2月1日
大田市社会福祉事 業団	大田市大田町大田 口401-3	居宅介護支援	ピラおおだ居宅介護 支援事業所	大田市大田町大田 口401-3	平成23年4月1日

島根県告示第337号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

平成23年 5 月 6 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業 者		廃止する事業	事業 所		廃止年月日
名 称	主たる事務所の所在地		名 称	所 在 地	
公立雲南総合病院 組合	雲南市大東町飯田 96番地 1	居宅介護支援	指定居宅介護支援事 業所「うんなん」	雲南市大東町飯 田96番地 1	平成23年 3 月31日
公立雲南総合病院 組合	雲南市大東町飯田 96番地 1	訪問介護	指定訪問介護事業所 うんなん	雲南市大東町飯 田96番地 1	平成22年12月31日
公立雲南総合病院 組合	雲南市大東町飯田 96番地 1	介護予防訪問 介護	指定訪問介護事業所 うんなん	雲南市大東町飯 田96番地 1	平成22年12月31日
公立雲南総合病院 組合	雲南市大東町飯田 96番地 1	訪問看護	指定訪問看護ステー ション うんなん	雲南市大東町飯 田96番地 1	平成23年 3 月31日
公立雲南総合病院 組合	雲南市大東町飯田 96番地 1	介護予防訪問 看護	指定訪問看護ステー ション うんなん	雲南市大東町飯 田96番地 1	平成23年 3 月31日
公立雲南総合病院 組合	雲南市大東町飯田 96番地 1	訪問リハビリ テーション	訪問リハビリテーシ ョン事業所「うんな ん」	雲南市大東町飯 田96番地 1	平成23年 3 月31日
公立雲南総合病院 組合	雲南市大東町飯田 96番地 1	介護予防訪問 リハビリテー ション	訪問リハビリテーシ ョン事業所「うんな ん」	雲南市大東町飯 田96番地 1	平成23年 3 月31日
大田市社会福祉事 業団	大田市大田町大田 口401- 3	居宅介護支援	ビラあさやま	大田市朝山町朝 倉706- 1	平成23年 3 月31日
大田市社会福祉事 業団	大田市大田町大田 口401- 3	居宅介護支援	ビラたかやま	大田市祖式町546 - 1	平成23年 3 月31日

島根県告示第338号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定により、次のとおり公有水面埋立てを竣功認可したので、同条第2項の規定により告示する。

平成23年 5 月 6 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 竣功認可の年月日

平成23年 4 月21日

2 竣功認可を受けた者

松江市殿町1番地

島根県 代表者 島根県知事 溝口善兵衛

3 埋立区域の位置、区域及び面積

(1) 埋立区域

ア 位置

島根県出雲市大社町日御碕字御崎濱1457番1及び1457番2の地先公有水面

イ 区域

次の各地点のうち1の地点から3の地点までを順次に結んだ線並びに3の地点から4の地点を經由して5の地点及び1の地点と5の地点を結ぶ平成21年の秋分の満潮位（D.L. +0.36メートル）における公有水面と構造物（それぞれ-1.5メートル物揚場と本灘防波堤）との境界線により囲まれた区域

1の地点 国土地理院三等三角点高尾山（北緯35度25分32秒7167、東経132度39分17秒4682）から278度28分33秒、2,522.80メートルの地点

2の地点 1の地点から66度13分28秒、45.40メートルの地点

3の地点 2の地点から156度43分38秒、1.82メートルの地点

4の地点 3の地点から246度17分25秒、34.97メートルの地点

5の地点 4の地点から155度27分14秒、8.21メートルの地点

ウ 面積

114.98平方メートル

4 埋立地の用途

漁港施設用地

5 免許の年月日及び番号

平成22年7月7日 指令漁第142号

6 縦覧場所

島根県農林水産部漁港漁場整備課、松江水産事務所及び出雲市役所

公 告

島根県の第4期全県域WANに係るネットワークサービスの調達に係る事業予定者を決定するため、次により提案競技を実施する。

平成23年5月6日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 提案競技に付する事項

(1) 名称及び数量

第4期全県域WANネットワークサービス 一式

(2) 仕様

別に定める「第4期全県域WAN調達仕様書」（以下「仕様書」という。）による。

(3) 期間

平成24年2月1日から平成29年3月31日まで

(4) 予算額

1,334,466,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

2 提案競技参加資格に関する事項

提案競技に参加する者は、単独企業・法人にあっては次の(1)に掲げる要件の全てを、共同企業体にあっては次の(2)に掲げる要件の全てを満たし、知事の参加資格の確認を受けたものであること。

(1) 単独企業・法人の資格要件

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- イ 島根県税（個人の県民税及び地方消費税を除く。）について、未納の徴収金（納期限が到来していないものを除く。）がない者であること。
- ウ 消費税及び地方消費税について、未納の税額（納期限が到来していないものを除く。）がない者であること。
- エ 島根県が実施する入札について指名停止の措置を受け、提出書類の提出期限日においてその措置の期間が満了していない者でないこと。
- オ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（これらの法律に基づき更生手続又は再生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、島根県が別に定める手続に基づき入札参加資格の受付がなされている者は除く。）でないこと。
- カ 共同企業体の構成員でないこと。

(2) 共同企業体の資格要件

- ア 共同企業体を構成する企業間で、次の内容を規定した協定が結ばれていること。

(7) 目的

- (イ) 企業体の名称
- (ロ) 構成員の住所及び名称
- (ハ) 代表者の名称
- (ニ) 代表者の権限
- (ホ) 構成員の出資の割合
- (ヘ) 構成員の責任
- (ト) 取引金融機関
- (チ) 決算
- (リ) 利益金の配当の割合
- (ニ) 欠損金の負担の割合
- (シ) 業務履行中における構成員の脱退に対する措置
- (ス) 業務履行中における構成員の破産又は解散に対する措置
- (セ) 解散後の瑕疵担保責任
- (ツ) その他必要な事項

- イ 共同企業体の代表者は、出資比率が最大の構成員であること。

- ウ 構成員の全てが(1)のアからオに該当すること。

- エ 構成員は、他の共同企業体の構成員でないこと。

3 提案競技配付資料の配布期間及び配布場所

(1) 配布期間

平成23年5月6日（金）から平成23年5月16日（月）まで（閉庁日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの間を除く。）

(2) 配布場所

松江市殿町8番地（島根県庁南庁舎6階） 島根県地域振興部情報政策課

(3) 配布手続

配布場所に設置する提案競技配付資料受領者受付簿に記載し、守秘義務の遵守に関する誓約書を提出した者に無償で1部を配布する。

4 提出書類

提案競技に参加しようとする者は、次に掲げる全ての書類を提出すること。ただし、必要がある場合は、補足資料の

提出を求めることがある。

- (1) 提案競技参加資格確認申請書 1部
- (2) 会社概要書又は経歴書 1部（共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部）
- (3) 法人の登記事項証明書又は身分証明書 1部（共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部。物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）第4条の規定により入札参加資格の認定を受けている者（以下「登録業者」という。）については、写しの提出で可とする。）
- (4) 県税に係る納税証明書 1部（共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部。登録業者は、提出を要しない。）
- (5) 消費税及び地方消費税に係る納税証明書 1部（共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部。登録業者は、提出を要しない。）
- (6) 協定書の写し 1部（共同企業体の場合のみ）
- (7) 提案書提出書 1部
- (8) 提案書 6部
- (9) 見積書 1部

5 提案書類の提出方法、提出部数、提出期限及び提出先

(1) 提出方法

持参又は郵送による。

(2) 提出期限

ア 4の(1)から(6)までの書類については、平成23年5月23日（月）午後5時まで（郵送の場合は、書留とすること。）

イ 4の(7)から(9)までの書類については、平成23年6月15日（水）午後5時まで（郵送の場合は、書留とすること。）

(3) 提出先

〒690-8501

松江市殿町1番地 島根県地域振興部情報政策課情報システム管理グループ

電話 0852-22-6315 ファックス 0852-22-5969

電子メール infosys@pref.shimane.lg.jp

6 提案競技説明会

(1) 日時

平成23年5月11日（水） 午前10時から午前11時まで

(2) 場所

松江市殿町1番地 島根県庁会議棟1階 第1会議室

7 提案競技に係る質問書について

(1) 質問は、期限までに文書により提出すること（ファックス又は電子メールによる質問書の送付も可とする。）。

(2) 質問提出期限は、平成23年5月23日（月）午後5時までとする。

(3) 提出先 5の(3)に同じ。

(4) 質問に対する回答は、平成23年5月30日（月）までに、提案競技配付資料受領者全員に対しファックス又は電子メールにより通知する。

8 提案競技参加資格確認審査結果の通知

提案競技参加資格確認申請者に対し、平成23年5月30日付けで、郵送にて通知する。

9 選定方法

(1) 全県域WAN提案競技審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、厳正な審査を行い、事業予定者を選

定する。

(2) 評価については、以下の点を考慮する。

ア ネットワークの要件適合性

仕様書に記載している各種要件の充足状況

イ ネットワークの拡張性・柔軟性

接続先・回線容量等の追加・変更への対応性

ウ ネットワークサービスの安定性

障害予防、障害発生時の保守運用体制

エ 経済性

仕様書に記載している必須要件を満たした上での経済性

(3) 評価及び得点の付与方法は、あらかじめ設定した評価基準に基づき、各評価項目の得点を合算する方法により合計得点を算出する。

(4) 提出書類により参加資格等を審査した後、提案書について必要に応じヒアリングを行う。

(5) ヒアリングの日程等については、提案競技参加者に別途通知する。

(6) 審査委員会による選定の結果については、提案競技参加者に別途通知する。

(7) 審査経過については、公表しない。また、選定の結果に対しての異議申立ては受け付けない。

10 提案の無効に関する事項

次のいずれかに該当するときは、その者の提案は無効とする。

(1) 参加する資格のない者が提案したとき。

(2) 所定の日時及び場所に書類を提出しないとき。

(3) 事実と反する申請や提案に関する不正行為があったとき。

(4) 提案者が当該提案競技に対して2以上の提案をしたとき。

(5) 提案者が他人の提案の代理をしたとき。

(6) あらかじめ指示した事項に違反したとき及び提案者に求められる義務を履行しなかったとき。

11 契約

(1) 契約相手方

審査委員会が選定した者（以下「契約予定者」という。）と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、随意契約を行う。

(2) 契約金額

契約予定者から見積書を徴取し、予定価格の範囲内において決定する。

(3) 前金払

前金払は、行わない。

(4) 契約保証金

島根県会計規則第69条第1項の規定により契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は免除する。

(5) その他の契約条項

契約予定者と協議の上定める。

12 その他留意事項

(1) 提出期限後の問合せ、書類の追加及び修正には原則として応じない。

(2) 提案競技及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(3) 提出書類は、返却しない。

(4) 提出書類の作成及び提出に要する費用は、提案者の負担とする。

13 提案競技に関する問合せ先

5の(3)と同じ。

14 Summary

(1) Nature and quantity of services to be required :

Shimane Prefecture WAN Network Services 1 set

(2) Deadline for submission of proposal documents :

5 : 00 p.m. 15 June 2011

(3) For further details contact :

Information Policy Division

1 Tono-machi, Matsue City, Shimane Prefecture, 690-8501, Japan

TEL : 0852-22-6315

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第2号の規定に基づき、建設業の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定により公告する。

平成23年5月6日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 処分をした年月日

平成23年4月26日

2 処分を受けた者の商号、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号

(1) 処分を受けた者の商号

フジイ運送有限会社

(2) 主たる営業所の所在地

浜田市金城町七条イ1034-7

(3) 代表者の氏名

藤井 誠

(4) 許可番号

島根県知事許可（般-22）第7059号

3 処分の内容

許可の取消し（許可を受けている全ての業種の許可の取消し）

4 処分の原因となった事実

フジイ運送有限会社の役員は、刑法（明治40年法律第45号）第204条違反により、平成18年5月26日に浜田簡易裁判所から罰金50万円の略式命令を受け、同年6月10日に刑が確定した。

このことが、建設業法第29条第1項第2号に該当すると認められる。